

議案第54号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第24条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第25条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第25条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第41条に次の1項を加える。

3 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第50条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するも

のとする。

第50条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第52条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第52条の3第1項中「第52条第2項」を「第52条第3項」に改める。

附則第2条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第5条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第6条の2第2項中「第41条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

附則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第11条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第16条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第50条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち杉並区特別区税条例第18条の改正規定中「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第4号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第5号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第6号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第3条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第7項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第8項及び第9項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第10項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第11項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第12項及び第13項中「32年新条例」を「2年新条例」に改め、同条第14項及び第15項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第16項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第17項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第18項及び第19項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同条第20項中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

第4条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

（3） 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第8項を削る。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中杉並区特別区税条例第50条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年10月1日
- （2） 第1条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号、第18条及び第24条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第10条第1項及

び第11条第3項の改正規定並びに同条例附則に3条を加える改正規定（同条例附則第17条及び第18条に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年10月1日

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第3条 新条例第11条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第18条及び第24条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第10条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

3 新条例第25条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第25条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第25条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであ

った葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第7条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第8条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（提案理由）

未婚のひとり親に対する税制上の措置を行う等の必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除</p>	<p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除</p>

額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に

額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に

係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第11条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受

係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第11条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受

ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

2～5 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____

_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公

ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等

支払者」という。)から毎年最初に公

的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

2～5 略

(普通徴収に係る区民税の納期)

第29条 略

2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(種別割の賦課期日及び納期)

第41条 略

2 略

3 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(たばこ税の課税標準)

第50条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数

的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(普通徴収にかかる区民税の納期)

第29条 略

2 区長は、特別の理由があるときは、前項に規定するそれぞれの期間内において、それぞれ定める月の末日を納期限として別に納期を定めることができる。

(種別割の賦課期日及び納期)

第41条 略

2 略

(たばこ税の課税標準)

第50条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数

によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

（たばこ税の課税免除）

第52条 略

2 前項（法第469条第1項第1号又

によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ _____ の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

（たばこ税の課税免除）

第52条 略

は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第

2 前項

_____の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3 _____に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第

5 2 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 5 2 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合の特例)

第 2 条の 2 当分の間、第 8 条、第 3 2 条第 2 項、第 3 7 条の 1 2 第 2 項、第 3 7 条の 1 4 第 2 項、第 5 2 条の 3 第 5 項及び第 5 3 条第 2 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特

5 2 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 5 2 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合の特例)

第 2 条の 2 当分の間、第 8 条、第 3 2 条第 2 項、第 3 7 条の 1 2 第 2 項、第 3 7 条の 1 4 第 2 項、第 5 2 条の 3 第 5 項及び第 5 3 条第 2 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に 租税特

別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中において、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第

別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第

1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号

（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日までの間（附則第 5 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 3 8 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 6 条の 2 略

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 4 1 条第 2 項及び第 3 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた

1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第 5 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号

（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から 令和 2 年 9 月 3 0 日までの間（附則第 5 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 3 8 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 6 条の 2 略

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 4 1 条第 2 項 _____ の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた

場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3及び4 略

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1

場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3及び4 略

（長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1

項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定す

項 _____ 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定す

る譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の

る譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の

納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第16条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行

納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について</p>

は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3～10 略

は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3～10 略

第3条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第18条中「第314条の2第1項の各号」を「第314条の2第1項各号」に、「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項」に、「により、」を「により」に、「、扶養控除額又は基礎控除額を、」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項及び第11項</u>の規定により基礎控</p>	<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第18条中「第314条の2第1項の各号」を「第314条の2第1項各号」に、「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項」に、「により、」を「により」に、「、扶養控除額又は基礎控除額を、」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項及び第12項</u>の規定により基礎控</p>

除額をそれぞれ」に改める。

略

附 則

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中杉並区特別区税条例附則第5条の3の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条及び第4条第7項の規定 令和元年10月1日

(3) 第3条の規定及び附則第4条第8項から第13項までの規定 令和2年10月1日

(4) 第1条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条及び第20条の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項及び第3条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(5) 第4条の規定及び附則第4条第14項から第19項までの規定 令和3年10月1日

(6) 第5条の規定及び附則第4条第20項の規定 令和4年10月1日

除額をそれぞれ」に改める。

略

附 則

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中杉並区特別区税条例附則第5条の3の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条及び第4条第7項の規定 平成31年10月1日

(3) 第3条の規定及び附則第4条第8項から第13項までの規定 平成32年10月1日

(4) 第1条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条及び第20条の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項及び第3条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(5) 第4条の規定及び附則第4条第14項から第19項までの規定 平成33年10月1日

(6) 第5条の規定及び附則第4条第20項の規定 平成34年10月1日

—
第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第3条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の3の規定は、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第4条 略

2～6 略

7 令和元年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、令和2年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税につい

目

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第3条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の3の規定は、平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第4条 略

2～6 略

7 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税につい

ては、なお従前の例による。

- 9 令和2年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第

ては、なお従前の例による。

- 9 平成32年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第

25号。以下「改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに区長に提出しなければならない。

1.1 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

1.2 第9項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の杉並区特別区税条例(以下「2年新条例」という。)第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1.3 2年新条例第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第9項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行

25号。以下「改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

1.1 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

1.2 第9項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の杉並区特別区税条例(以下「32年新条例」という。)第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1.3 32年新条例第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第9項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行

規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

14 令和3年10月1日 前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

15 令和3年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸

規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

14 平成33年10月1日 前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

15 平成33年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸

売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに区長に提出しなければならない。

17 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

18 第15項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「3年新条例」という。）第8条、第52条の3第4項及び第5項、第5

売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

17 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

18 第15項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「33年新条例」という。）第8条、第52条の3第4項及び第5項、第5

2条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

19 3年新条例 第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第15項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

20 令和4年10月1日 前に課し

2条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

19 33年新条例 第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第15項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

20 平成34年10月1日 前に課し

た、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

た、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第4条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
第3条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。 略 附 則 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>削除</u> (4) 第3条 _____ _____並びに附則第3条第4項及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 第2条 略 2～7 略	第3条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。 <u>第11条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u> 略 附 則 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>第3条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定及び附則第2条第8項の規定 令和3年1月1日</u> (4) 第3条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 並びに附則第3条第4項及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 第2条 略 2～7 略

8 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例第11条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

附則第6条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
第4条 略	第4条 略
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、杉並区特別区税条例第51条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、杉並区特別区税条例第51条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 平成30年4月1日から <u>令和元年9月30日</u> まで 1,000本につき4,000円	(3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日</u> まで 1,000本につき4,000円
3～12 略	3～12 略
13 <u>令和元年10月1日</u> 前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若し	13 <u>平成31年10月1日</u> 前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若し

くは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 6 9 2 円とする。

1 4 略

くは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 6 9 2 円とする。

1 4 略

附則第 7 条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
---	---	---	---	---	---

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
---	--

附則第8条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例第15条及び附則第2条の3第1項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の特別区民税について適用し、平成30年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例第15条及び附則第2条の3第1項の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の特別区民税について適用し、平成30年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。</p>

杉並区特別区税条例の主な改正点

1 令和2年度税制改正に係る改正

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区 区 民 税	<p>1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <p>（1）所得割の納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする子を有する前年の合計所得金額が500万円以下であるもの）である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除する。</p> <p>（2）ひとり親を非課税措置の対象に加えることとする。</p> <p>（区税条例第11条及び第18条・地方税法第295条及び第314条の2）</p>	令和3年1月1日	令和3年度以後の年度分の区民税に適用
	<p>2 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和6年度までとする。</p> <p>（区税条例附則第4条・地方税法附則第6条）</p>	公布の日	—
	<p>3 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の創設</p> <p>都市計画区域内にある低未利用土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。</p> <p>（区税条例附則第10条・地方税法附則第34条）</p>	令和3年1月1日	—

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第11条・地方税法附則第34条の2)</p>	公布の日	—
特別区たばこ税	<p>5 軽量の葉巻たばこに係る特別区たばこ税の課税方式の見直し</p> <p>1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。</p> <p>※ 2回に分けて段階的に実施することとし、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する方法とする。</p> <p>(区税条例第50条・地方税法第467条)</p>	<p>①令和2年10月1日</p> <p>②令和3年10月1日</p>	—

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る改正

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税等	<p>1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の設定</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税者等について、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができることとされたことに伴い、その申請書の記載の不備の訂正等に係る期間を定める。</p> <p>(区税条例附則第16条・地方税法附則第59条)</p>	公布の日	—
特別区民税	<p>2 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設</p> <p>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により区長が指定した行事の中止等により生じた一定の入場料金等払戻請求権の放棄をした場合において、当該入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用する。</p> <p>(区税条例附則第17条・地方税法附則第60条)</p>	令和3年1月1日	—
特別区民税	<p>3 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設</p> <p>消費税率10%が適用される住宅取得等について、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合において、当該住宅を令和3年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供したときに、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を1年延長し、令和16年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第18条・地方税法附則第61条)</p>	令和3年1月1日	—

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>4 軽自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限の延長</p> <p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率の特例について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとする。</p> <p>(区税条例附則第5条の2・地方税法附則第29条の8の2)</p>	公布の日	—